

新宿区教育委員会会議録

平成29年第3回臨時会

平成29年5月30日

新宿区教育委員会

平成29年第3回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成29年5月30日(火)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時20分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	菊 田 史 子		

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	菊 島 茂 雄
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波 多 江 誠		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管 理 係	薬 袋 和 明
----------------	---------	----------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 2 1 号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
(案)に関する意見について
- 日程第 2 第 2 2 号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改
正する規則
- 日程第 3 第 2 3 号議案 平成 2 9 年度新宿区一般会計補正予算 (第 2 号) (案)に関
する意見について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第3回臨時会を開催いたします。

本日の会議には古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊田委員にお願いいたします。

◎ 第21号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）
に関する意見について

◎ 第22号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第21号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第22号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則」、「日程第3 第23号議案 平成29年度新宿区一般会計補正予算（第2号）（案）に関する意見について」を議題とします。

ここで皆様にお諮りをいたします。

第23号議案は、平成29年第2回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をしたいと思います。よろしゅうございましょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 では、第23号議案を非公開により審議をすることとさせていただきます。

それでは、第21号議案及び第22号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 教育調整課長でございます。

それでは、第21号議案及び第22号議案を御説明いたします。お手元の議案概要をごらんください。

第21号議案 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

この議案は、雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものですが、本来、地方公

務員である新宿区職員は雇用保険の適用対象ではございませんが、新宿区職員の退職手当に関する条例におきまして、通常支給される退職手当の額が雇用保険に基づき支給される失業給付の水準に届かない場合、生活の安定を保障する観点から退職手当の額を当該失業給付に相当する水準まで引き上げるため、通常給付される退職手当に加え、失業者の退職手当として別途支給することとしていることから、その失業者の退職手当の支給の根拠である条例を雇用保険法の規定に準じて改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、雇用保険において、雇用情勢が悪い地域に居住する者や、災害により離職した者等が職業訓練が必要と判断されるなどの一定の条件を満たす場合、基本手当の支給期間が延長されることとなったことから、基本手当に相当する職員の退職手当の支給期間の延長について同様の対応とするものです。

また、雇用情勢が悪い地域に居住する者については、基本手当の支給期間の延長が平成34年3月31日までの時限措置となっていることから、同様の時限措置を設けるものでございます。

あわせて、移転費の支給条件が緩和され、職業紹介事業者などが紹介した職業につき場合でも移転費が支給されることとなったことから、退職手当の支給の条件についてを同様に変更するものでございます。

施行期日ですが、1につきましては、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものです。2につきましては、平成30年1月1日から施行するものでございます。

なお、経過措置といたしまして、施行期日等の前後における基本手当に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関する適用関係について、附則に規定するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案に添付している新旧対照表をごらんください。

まず、失業者の退職手当を規定しております第13条、この中の第7項に、第2号といたしまして災害により離職した者等で職業指導を行うことが適当であると認めた場合に関する規定を新設するとともに、次ページの中段にございます移転費の支給条件を規定いたしました第13条第8項第5号に、新たに職業紹介事業を行う地方公共団体と民間の職業紹介事業者を加えたものでございます。

また、その下、附則の第14項に支給期間の延長が平成34年3月31日までの時限措置となっている雇用情勢が悪い地域に居住する者についての適用に関する規定を定めたものでございます。

第21号議案の提案理由でございますが、1枚目にお戻りいただきまして、新宿区職員の退職手当に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第22号議案 教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則の一部を改正する規則についてでございます。

こちらは、新宿区個人情報保護条例が一部改正されたことを踏まえ、教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則における引用条項の整理及び文言の整理を行うものでございます。

具体的には、これまではその個人情報の提供先に訂正した内容を通知することとしていたものが、今回の改正によりまして、他自治体等からマイナンバー制度を利用して個人情報を提供し、または提供を受けた個人情報について訂正請求に基づき訂正が行われた場合、その個人情報の提供元にも訂正した内容を通知することとなったものでございます。

現在の教育委員会が行う個人情報保護事務に関する規則では個人情報の提供元に通知する旨の規定がないことから、必要な引用条項の整理及び文言の整理を行うものでございます。

施行期日は、公布の日でございます。

第22号議案の提案理由でございますが、新宿区個人情報保護条例の改正に伴い、規定の整備を行う必要があるためでございます。

説明については以上です。よろしくお願いたします。

○教育長 ありがとうございます。説明が終わりました。

第21号議案について、御意見、御質問があれば、お願いをいたします。いかがでしょうか。

○菊池委員 この適用になる方の年齢制限とか、何かございましたら教えてください。

○教育調整課長 今回の適用に関しましては、年齢制限は特にございません。

○菊池委員 ということは、60歳の定年退職の前に退職された方ということでしょうか。

○教育調整課長 はい、そのような方のうち、退職手当の額が雇用保険に基づき支給される水準に達しない方が対象になると認識しております。

○教育長 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 では、他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

- 教育長 ありがとうございます。それでは、第21号議案は原案のとおり決定をいたしました。
次に、第22号議案について、御意見、御質問をお願いをいたします。
いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

〔発言する者なし〕

- 教育長 御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。
第22号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

- 教育長 ありがとうございます。第22号議案は、原案のとおり決定をいたしました。
第23号議案は非公開により審議を行いますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 3時19分再開

- 教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。
-

- 教育長 次に、本日の日程では予定はされていませんが、報告事項はありますか。

- 教育調整課長 特にございません。
-

◎ 閉 会

- 教育長 ありがとうございます。

以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。
ありがとうございました。

午後 3時20分閉会